

平成 27 年 11 月 26 日

開 議

第 12 回

酒田市教育委員会会議録

第12回 酒田市教育委員会 会議録

1 日 時 平成27年11月26日(木) 午後5時00分 開会
午後6時00分 閉会

2 場 所 酒田市役所中町庁舎6階 61号会議室

3 出席者

出席	欠席	教 育 長	村 上 幸 太 郎
出席	欠席	委 員	浅 井 良
出席	欠席	委 員	齋 藤 義 明
出席	欠席	委 員	西 村 薫
出席	欠席	委 員	國 眼 眞 理 子

4 説明者

出席	欠席	教 育 部 長	大 石 薫
出席	欠席	管 理 課 長	桐 澤 聡
出席	欠席	学区改編推進主幹	大 沼 康 浩
出席	欠席	学 校 教 育 課 長	今 野 誠
出席	欠席	学 校 教 育 課 指 導 主 幹	齋 藤 司
出席	欠席	社 会 教 育 課 長	清 野 誠
出席	欠席	図 書 館 長	阿 部 博

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事
- 日程第5 教育長の報告
- 日程第6 その他

◎ 開議

(村上教育長) ただいまより、平成27年第12回酒田市教育委員会を開会いたします。
本日は、全員出席でありますので直ちに会議を開きます。

◎ 会期決定

(村上教育長) 日程第1 会期の決定 を議題といたします。
会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(村上教育長) 次に日程第2 会議録署名委員の指名 を議題といたします。本日の署名委員に浅井委員と國眼委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は浅井委員と國眼委員に決定いたしました。

◎ 前回会議録の報告

(村上教育長) 次に日程第3 前回会議録の承認 を議題といたします。前回会議録については、お手元の会議録の写しをご覧ください。この会議録の内容についてご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議ないようですので、承認といたします。

◎ 議事 議第34号 平成27年度酒田市一般会計補正予算(第6号)について

(村上教育長) 次に日程第4 議事に入ります。議第34号 平成27年度酒田市一般会計補正予算(第6号)について を議題といたします。これについてご提案願います。

(教育部長) 議第34号 平成27年度酒田市一般会計補正予算(第6号)について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとするものです。

次のページをご覧ください。補正予算の内容は、この表の上にあります歳入歳出予算補正の歳出において、10款教育費では、628万3千円を減額し、補正後の予算額を40億337万円とするものです。

内訳につきましては、1項 教育総務費、2項 小学校費、3項 中学校費、4項 生涯学習振興費において、職員給与費を補正するものです。これは、人事異動による調整と、被用者年金一元化に伴う標準報酬制導入による共済費の減額が主な理由となります。

下の方にあります債務負担行為補正は、眺海の森観光施設等の管理に関する包括協定、酒田市公益研修センターの管理に関する包括協定、酒田市松山歴史公園の管理に関する包括協定につきまして、それぞれ平成27年度から平成32年度まで限度額を設定するものです。今日この後、議第35号から議第37号で指定管理者の指定を提案します。いずれも指定期間が複数年にわたり、平成32年度まで委託料を支出することが確実なことから、債務負担行為を設定するものです。

以上よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

(村上教育長) ただ今の提案に関しましてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。ないようですのでお諮りをいたします。

議第34号 平成27年度酒田市一般会計補正予算(第6号)について を提案にとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第34号は提案のとおり決しました。

◎ 議事 議第35号 酒田市公益研修センターの指定管理者の指定について

(村上教育長) 次に議第35号 酒田市公益研修センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。これについて提案願います。

(社会教育課長) それでは、議第35号 酒田市公益研修センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。酒田市公益研修センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

下段の表ですが、管理を行わせる施設の名称及び所在地 酒田市公益研修センター、酒田市飯森山三丁目5番地の1、指定管理者、所在地 酒田市飯森山三丁目5番地の1、名称 学校法人東北公益文科大学 理事長 新田嘉一、指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

2枚目の資料をご覧いただきたいと思います。目的といたしましては、酒田市公益研修センターは、平成23年度から学校法人東北公益文科大学が指定管理者として管理をしており、平成28年3月31日で指定期間が終了するため、新たな指定管理者を選定するものです。なお、平成18年度から平成22年度までも同様に、公益研修センターの指定管理者となっております。2 指定管理施設、3 指定管理候補者、4 指定期間につきましては、先ほどご説明したとおりです。5の選定方法といたしましては、隣接する公の施設等の運営法人において、一体的な管理運営を行うことが効率的と認められるために、随意選定としたものです。経過につきましては、9月1日から9月30日までの1ヶ月間で募集をいたしまして、東北公益文科大学から提案をしていただいたところです。ここで訂正をお願いしたいのですが、指定管理者選定委員会が11月18日となっておりますが、11月9日ですので訂正いただきたいと思います。11月9日の指定管理者委員会で指定管理者の候補者として選定されたものです。7 選定結果ですが、選定委員会での採点結果は、配点170点に対して、得点136.3点でございました。得点が136点以上は十分な受託能力があるというAランクとなることから、指定管理者の候補者として選定されたものです。裏面をお願いします。裏面の表につきましては、評価結果について、評価項目ごとに配点及び得点を記載したものです。今回選定する、学校法人東北公益文科大学につきましては、これまでも指定管理者として管理いただいております、今後も安定的に管理いただけるものと評価するものです。

以上よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

(村上教育長) ただ今の提案に対しましてご質問ご意見ございませんでしょうか。

(國眼委員) 質問よろしいでしょうか。選定結果の得点が、136点以上が十分な受託能力があるということで、136.3点という極めて微妙な数値なのですが、今後改善すべき等々の指摘は、本学の方に伝わっているのでしょうか。

(社会教育課長) 選定結果につきましては、議会の議決後に結果を通知いたしまして、受けていただけるというようなことで、お願いしますというようなことで通知をいたします。その後に包括協定を結びますので、その中で説明をさせていただきたいと思います。

(村上教育長) 他にございませんでしょうか。

他にないようですので、お諮りをいたします。議第35号 酒田市公益研修センターの指定管理者の指定について を提案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第35号は提案のとおり決しました。

◎ 議事 議第36号 酒田市松山歴史公園の指定管理者の指定について

(村上教育長) 次に議第36号 酒田市松山歴史公園の指定管理者の指定について を議題といたします。これについてご提案願います。

(社会教育課長) 議第36号 酒田市松山歴史公園の指定管理者の指定についてご説明いたします。酒田市松山歴史公園の指定管理者を次のとおり指定することについて、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

管理を行わせる施設の名称及び所在地 酒田市松山歴史公園、酒田市字新屋敷36番地の2、指定管理者所在地 酒田市字本町9番地、名称 特定非営利活動法人まちづくりnet松山 理事長 後藤俊氏、指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

2枚目の資料をご覧くださいと思います。1の目的としましては、今回新たに指定管理者制度を導入し、酒田市松山歴史公園の管理を指定管理者に行わせるため、その指定管理者を選定するものです。2 指定管理施設につきましては、名称が酒田市松山歴史公園ですが、この中に歴史公園の本体と松山文化伝承館、松山城址館、松山城大手門、茶室翠松庵が含まれております。3の指定管理者の特定非営利活動法人まちづくりnet松山は、平成26年10月10日に設立された団体です。これまでの管理実績につきましては、平成27年4月から松山城址館の管理業務を受託している団体です。4 指定期間は、先ほど説明したとおりです。5 選定方法につきましては、公募といたしました。6 経過についてですが、募集期間を9月1日から9月30日までの1ヶ月間とし、広報、ホームページ上で募集をいたしました。その結果、1法人から応募があったものです。11月9日に指定管理者選定委員会を開催いたしまして、指定管理者の候補ということで選定されたところであります。選定結果ですが、裏面の7の(3) 評価項目、配点及び得点の表にある、選定基準、審査項目ごとに指定管理者選定委員会で採点していただきました。選定委員会での採点結果につきましては、配点190点に対し、得点125.5点でした。得点が114点を超え152点以下の場合については、受託能力があるBランクとなることから、指定管理者の候補者として選定されたものです。

以上、どうぞよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(村上教育長) ただ今の提案にたいしてご質問ご意見などございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。ないようですのでお諮りいたします。

議第36号 酒田市松山歴史公園の指定管理者の指定について を提案のとおり決することにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第36号は提案のとおり決しました。

◎ 議事 議第37号 酒田市松山スキー場、酒田市平田スキー場、眺海の森さんさん、眺海の森外山ロッジ、眺海の森展望休憩所及び酒田市眺海の森天体観測館の指定管理者の指定について

(村上教育長) 次に、議第37号 酒田市松山スキー場、酒田市平田スキー場、眺海の森さんさん、眺海の森外山ロッジ、眺海の森展望休憩所及び酒田市眺海の森天体観測館の指定管理者の指定について を議題といたします。これについてご提案願います。

(社会教育課長) 議第37号 酒田市松山スキー場、酒田市平田スキー場、眺海の森さんさん、眺海の森外山ロッジ、眺海の森展望休憩所及び酒田市眺海の森天体観測館の指定管理者の指定についてご説明いたします。酒田市松山スキー場、酒田市平田スキー場、眺海の森さんさん、眺海の森外山ロッジ、眺海の森展望休憩所及び酒田市眺海の森天体観測館の指定管理者を次のとおり指定することについて、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

教育委員会で所管する施設につきましては、下の囲みの施設です。管理を行わせる施設の名称及び所在地 酒田市眺海の森天体観測館、酒田市土渕字甚治郎向20番地の2、指定管理者 酒田市字本町9番地、名称 特定非営利活動法人まちづくりnet 松山 理事長 後藤俊氏、指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

2枚目の資料をご覧くださいと思います。1の目的としましては、酒田市松山スキー場、酒田市平田スキー場、眺海の森さんさん、眺海の森外山ロッジ、眺海の森展望休憩所及び酒田市眺海の森天体観測館は、平成25年度から、酒田まちづくり開発株式会社が指定管理者として管理をしており、平成28年3月31日で指定期間が終了するため、新たな指定管理者を選定するものです。2の教育委員会所管施設につきましては、先ほど説明したとおりです。3 指定管理者候補者は、ひとつ前の議第36号でご説明した候補者と同じ団体です。4 指定期間につきましては、先ほどご説明したとおりです。5 選定方法は、公募となりました。6 経過ですが、募集期間を9月1日から9月30日までの1ヶ月間とし、広報、ホームページ上で募集をしたところです。その結果、1法人から応募がありました。11月9日に指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者候補者の選定をしたところです。7の選定結果ですが、裏面の7の(3) 評価項目、配点及び得点の表にある選定基準の項目ごとに、指定管理者選定委員会で採点していただいたところです。選定委員会での採点結果は、配点200点に対しまして、138.3点でした。得点が120点を超え、160点以下の場合は、受託能力のあるBランク評価となることから、指定管理者の候補者として選定されたものです。

以上よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

(村上教育長) ただ今の提案に対し、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議第37号 酒田市松山スキー場、酒田市平田スキー場、眺海の森さんさん、眺海の森

外山ロッジ、眺海の森展望休憩所及び酒田市眺海の森天体観測館の指定管理者の指定について を提案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)。

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第37号は提案のとおり決しました。

◎ 教育長報告

(村上教育長) それでは、次に日程第5 教育長の報告を行います。私からは、教育委員会委員・教育長視察研修の報告をさせていただきます。お手元に配付されております資料ですが、カラー印刷になっているものが折り込んであると思いますので、そちらで報告をしたいと思います。

研修視察につきましては、委員の皆さん全員で行ければ一番良かったのですが、残念ながらご都合を十分にすり合わせる事ができず、可能な委員と教育長の方で視察をさせていただきました。視察先につきましては、東京の三鷹市の小中一貫教育を研修したいということで、参ったところです。

なぜ小中一貫のところを視察したかという、酒田市においてもこれまで小中一貫の取り組みはあったわけですが、今現在も続いている部分もありますが、状態としては市を挙げて力を入れているという状態ではありません。しかし、例えば国において義務教育学校、つまり小中一緒の学校、こういった制度がスタートしたり、あるいは、小中一貫教育の効果というものが県内でも事例としてあがってきていることもあることから、酒田市でも今後の参考にしたいというようなことで、ここを選定し、行ってきたところです。

資料をもとに簡単ですが、ご紹介をさせていただきたいと思いますが、最初に、青いタイトルの資料でお話をしたいと思います。三鷹では、小中一貫だけが独立した施策ではなくて、その前提としてコミュニティスクールを基盤とし、その上に小中一貫教育を組み立てていますので二層構造になっています。基本条例を定めて、教育委員会が地域と協力をして学校運営を積極的に進めるといったようなこと、教育委員会は、地域及び市長と連携協力して学校核としてはコミュニティ作りを進めるといったような狙いを持って進められたということであり、ビジョン、そこに人間力社会力を育成したいとありますが、三鷹市が取り組む小中一貫教育は、現行制度の枠組みの中で、つまり特別に一体化することなく、既存の小中学校を存続させたままです。小中一体型の、つまり校長先生が1人でとかそういうことではなくて、既存の学校を存続させたままコミュニティスクールを基盤として、その上に小中一貫をやっつけていこうということです。

左側に地図がありますが、全部学区が割り振られていますが、全部学園という名前がついております。この学園の範囲で中学校が1つ、それに小学校がいくつもある、そういうブロックを作って、現行の学校を存続させたまま学園を作るということです。でもこの学園という考え方は非常に大きな特色かなと思います。開いていただいて、まず右側の方一

貫教育ですが、オレンジ色の丸の中ですが、先ほども言いましたとおり、9年間の教育を現行の法制度の下で存続させて、コミュニティスクールを基盤として小中一貫カリキュラムを作って、それに基づいて教育をしていきますよということです。なぜこのようなことを始めようとしたのかという訳ですが、一番下の方をご覧ください。1つは授業力を向上させたい、つまりいい授業が行われている学校にしたいということです。三鷹市全体の授業力を上げたいということで、どこか研究指定校を作るという発想はなかったようで、市全体の授業力を向上させる、その結果、学力の向上を目指したということです。そして、右側の方にある健全育成というのは、例えば中学生の不登校の出現率を下げたいといったような狙いでした。しかし、ちょっと質問もさせていただいたのですが、ここには書かれておりませんが、これに踏み切る動機の一つに、これに踏み切る前、中学校が荒れていたと、そして、小学校の中から公立の中学校に進む生徒の割合が低かった、それは本当に公立を預かる教育委員会としては至上命題ではなかったかと私は想像します。なんとか改善したいという気持ちがあったかと思います。この実践を通して、私立の中学校ではなく、成績のいい子供は私立に行く都会ですけれども、公立の学校の方にも行く生徒の数が増えたという実績を持っているのかなと思っています。

では具体的にどうするかということですが、コミュニティスクールをやるよりは、小中一貫でやる方が非常に苦勞が大きいというのが実際の話だったそうです。まずは小中一貫カリキュラムを作る、私も全部理解しているわけではありませんが、小学校でこういうことを習い、次の学年でこういうことを習うので、この勉強は中学校のここの勉強につながりますよといったことを矢印でちゃんと示すということです。そうすると、一貫した教育が図られやすいということです。元々、小中学校の学習指導要領はそういうふうにできているのですが、意図的に、例えば、ここの面積の勉強は次に何学年ではこうなり、中学校のここになりますよと、つまずくとすればどこでつまずいたか、また、どこに力を入れるべきかなど、9年間を通して考えることができるということです。そのためには、下の方にある兼務発令というのは、相互乗り入れ授業というのは、中学校の教員も小学校に行って、本務者として教えることができる、教員がお互いに乗り入れるということです。ですから非常に時間割が複雑です。中学校自体も時間割を作るのが難しいのに、小学校にある先生が出かけて行って体育を教える、算数を教えるということを年間で組みますので、非常に複雑な時間割を作っています。例えば中学校の先生が小学校に行って本当の授業をしているときに、そこは空くわけです。そこには人が欲しいんです。これをやったのが三鷹市で、後補充の教員を配置するわけです。ですから留守になった中学校は自習にしたりとかというのはありません。この人的配置が非常に大きいことではないのかなと思います。そして、例えば数学で中学校の先生が小学校に来て教えてくれる、また同じ数学でも小学校の先生が中学校に出かけて行って、どんなふうに苦勞しているのかなど、卒業した子どもたちを見たり、補助したりできるという、この接続の仕方が非常に効果があるということでした。なお、東京都の方針は、専科の教員を加配として配置する方針でしたので、例えば体育の授業、あるいは音楽の授業は専科です。専科の教員を置くことによって素晴らしい技術、指導力を持った教員が、小学校の高学年でも教えられるというのが都の方針で

す。その都の方針と、市の後補充の方針だと、人的なスタッフがこれを支えているというのが言えるのではないかなと思います。その基盤となっているのがコミュニティスクールで、コミュニティスクールの機能につきましては改めて紹介するまでもないと思いますが、何と云っても、うらやましいなと思いましたが、一つは学校教育に対する地域の人方の参加協力体制です。例えば、ある小学校で、「私、これから掛け算の総まとめをするのですが、ここに地域の教えられるお母さん3人欲しいです」と言うと、何月何日の何校時目に、ちゃんと地域の3人の方がボランティアとしてくるわけです。そうすると、先ほどの習熟度ではありませんけれども、あまり理解していない子、もっと発展的なことがやりたい子、そういう時に入って行って、授業ができるという、こういうふうな体制をとっているというのが、コミュニティスクールの協力関係の中で、非常によく培われているということです。これが、教育ボランティアなど学校教育の支援による教育活動の参画と書いてあり、これは非常にうらやましいなと思いましたが、もちろんその前に、運営に対して、コミュニティスクールは意見を言うことができますので、校長が作った学校経営方針やカリキュラムを承認するといった非常に強い権限を持っています。したがって、その承認はするのですが、実際何がいいのかというと、1ページ目に戻ってもらいたいのですが、例えば三鷹の森学園というのが一つのブロックとして、地図の中に見えますけれども、三鷹の森学園というのは、同じ、コミュニティスクールのメンバーなのです。小学校2つ、3つ、同じ委員です。そして中学校も同じ委員です。それがブロックでコミュニティの委員を見るわけです。そこで合同の会議を開きますので、例えば、「私のA学校はこうやりたいです」と言っているのが、Bの学校で良く見えるわけです。するとBはAを参考にし、AはBも参考にしながらお互いにこのエリアの学校や中学校は何をやるかとしているのか非常に透明性が高い。そして良いことはすぐ真似するということです。もう一つは、スタンダードというのを作っているのですが、三鷹の森スタンダードというのとは何かといいますと、小中を通して、これだけは守らせたい決まりとか、学習習慣というのを一貫しているのです。そのスタンダードがあるために、スタンダードを加工しながら、バージョンアップしながら、小学校時代は最低これだけは身につけさせよう、中学校に行ったら学習習慣はこうしようといったようなことが、この学園の中でそれぞれ作るわけです。会議も大変なのですが、スタートすると非常に一貫した教育がやりやすいということです。

次のカラーの資料は、コミュニティスクールの委員会について述べたものです。資料を開いて、右側コミュニティスクールの成果というところですが、例えば、二重丸のところ、今までわからなかった隣の小学校の様子、中学校の様子がわかるようになったと。何でもない文章ですが、非常に大きいようです。何で苦労しているのか、どこが止まっているのか、どこが伸びているのかなど、非常によくわかるというのがあります。

もうひとつは、評価・検証報告というのがもう一枚ついているかと思いますが。成果が一番としてありまして、(1) 人間力・社会力の育成です。そこでどういう成果があったのかなといろいろ書いてあります。全部大事なことですが、2番目を見てください。学園スタンダードの共通理解で、「聞くこと」「話すこと」「けじめ」「かかわり」「きまり」「自立」の視点で一貫した指導に取り組めたということで、こういったことが良かったところなの

かなと思います。小中一貫教育校としての教育活動としましては、教科指導を中心に問題解決学習を中心として、研究ですけれども、教員の意識が高まるというようなこと、また系統的な学習がしやすくなったといったようなところ、いろいろと書いてあります。打ち合わせは大変だという話は聞くのですが、成果が上がるものですから先生方もついてくるというようなことかなと思いました。

非常に駆け足でしたが、お聞きしたいことがあれば、実際行った委員の皆さまあるいは私に聞いていただければありがたいなと思っているところです。今の私からの報告について付け足しがあればぜひお願いしたいと思いますし、ご質問あれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

(國眼委員) 小学校と中学校の教員が兼務というか本務として責任持って行うように、都から兼務発令とありましたけれども、中学校の先生が小学校に行くというようなお話がありました。いずれの先生も小中免許を両方持っているのですか。

(村上教育長) 基本的には持っていると思います。全員とは言えないと思いますが。酒田市にもそういう先生方がおられます。しかし、兼務の発令はしていないということで、制度上兼務の発令をしまして、やりやすくするということがあります。ただ免許については詳しくわからない部分がありますが、専門でなくても中学校の先生が助教諭的な免許をまず取って、行かせてもらうという場合がもしかしたらあるかもしれないです。それは、聞いてはこなかったのでもそこはわかりませんが、基本は両方持っている先生方ということだと思います。

(國眼委員) 専科の教員の設置が違うというお話でしたが、私自身東京で教育を受けて、専科の先生がいるのは当たり前だと思っていたのですが、酒田は違ったんだとつい最近知ってびっくりしたのですが、酒田では専科の先生を設置するという方向性はないのですか。

(村上教育長) これにつきましては、そもそも県教育委員会の方針で、酒田だけでそういうふうにするというのはなかなか難しいのですが、県の教育委員会の制度としては、あります。ないわけではないのですが、数的に非常に少ないといえますか、特別な場合と言ったらいいでしょうか、そういうふうになると思います。学校教育課長、何か専科の事例を酒田市内で知っていますか。

(学校教育課長) 理科の専科教員が、小学校一校にいます。

(國眼委員) そうすると音楽も全部、小学校の先生は教えているということですか。

(村上教育長) そうです。

他にございませんか。よろしいですか。それでは、私からの報告は以上になります。

◎ その他

(村上教育長) それでは日程の第6 その他に入ります。各課より報告事項がありますので報告してもらいます。管理課よりお願いいたします。

(管理課長) 報告事項の1 休暇取得奨励等による夏季休業中の学校職員の不在期間の設定についてご報告をいたします。これにつきましては、先の教育委員会で、今年度試行として実施したいというお話をさせていただきました。実際今年8月実施をいたしまして、各学校に問い合わせをしたところですが、2番の試行の結果のところにも記載をしておりますが、ほとんどの学校で、この奨励期間を使いながら、お盆前後3日間休暇を取ったという結果になっております。来年度以降の実施についても、学校から希望をされているというような状況です。また、地域の方にも事前に連絡を差し上げる、保護者の方にもお知らせをするというようなことから、大きな混乱もなかったということでした。こういったことを踏まえて、来年度からは試行ではなくて本格的に実施をしたいと考えているところです。平成28年度以降の実施方法ですが、今年度と同様に3日間の範囲以内で「日直を置かず、学校職員が不在となる日」を設定し、その期間については夏季休暇、もしくは年休等を活用しながらお休みいただくというふうに考えているところです。4番目に「日直を置かず、学校職員が不在となる日」の設定例ということで、今後のカレンダーに合わせた設定例について示しております。来年から、8月11日が山の日ということで祝日になっております。そういったこともありまして、どうしようかということで内部でも検討したのですが、まずは8月13日から15日を基本としながら、土日祝日をうまく使って、休暇を取っていけるようにしたいと考えております。そうした場合には、最大で6日間ほど連続で休みが取れる年度も出てくると思います。こういった期間をうまくとらえながら、学校の先生たちのリフレッシュを図れるような期間にしていきたいと考えているところです。

(村上教育長) 続いて、学区改編推進主幹からお願いします。

(学区改編推進主幹) 報告事項の2 小学校統合準備委員会の設置についてご報告申し上げます。地見興屋小学校、松山小学校、内郷小学校の統合及び鳥海小学校、南遊佐小学校の統合について、統合に向けた諸課題について協議いただくため、当該学区の住民代表、PTA代表、両校同窓会等の代表の方々による統合準備委員会が設立されました。1の地見興屋小学校、松山小学校及び内郷小学校統合準備委員会については、第1回統合準備委員会を平成27年11月10日に開催し、会長には、松山地区自治会連合会長 小田和夫氏、副会長には、南部コミュニティ振興会会長 平向與志雄氏と内郷コミュニティ振興会会長 池田重悦氏の2人が選出されました。

2の鳥海小学校、南遊佐小学校統合準備委員会については、第1回統合準備委員会を、同じく11月17日に開催し、会長には、本楯コミュニティ振興会会長 青葉徹氏、副会長には、上田コミュニティ振興会会長 工藤吉郎氏と南遊佐コミュニティ振興会会長 齋藤修氏の2人が選出されました。

それぞれの統合準備委員会では、会長等から「皆さんでいい学校を作って行きましょう」といった内容の力強いご挨拶をいただいたところです。今後、平成29年4月の統合に向けて、統合準備委員会の全体会及び各部会の協議を通じて、松山地域3小学校においては、校名、校歌、校章案、共通しては、教育課程や学校体制、学校行事等、PTA、教育後援会、同窓会等の組織運営などについて、協議検討を進めてまいります。以上です。

(村上教育長) それでは管理課から2つ報告事項がありました。これについてご質問ご意見あればお願いします。

(浅井委員) 休暇奨励取得ということで、大変良い考え方を学校に示していただいて、先生方も喜んでいかなと思っていたところです。

学校の職員が不在期間になるというのは、例えば12月29日から1月3日も、今までも6日間いなかったわけです。その時に、管理職としては、施設の管理がとても心配だということで、学校によっては管理職が見回りをしていた学校もありました。今回夏休み中に、学校職員の不在期間を設定した時に、学校独自に見回り等をしていた学校があったかどうか、もしわかれば教えていただきたいです。

(管理課長) 学校施設の管理ということではなくて、先生方が仕事のために出てくるというケースは、少し見受けられたと話を伺っております。その点については、こういったことが今後継続されていくことによって、浸透していくのではないかなと考えております。また、施設の管理面でご心配な点もお持ちかと思っておりますので、警備委託をしている業者から、休暇期間中に1回程度は見回りをしてもらうということも含めながら、管理職の先生方も休みやすい環境を作っていきたいと考えているところです。

(浅井委員) 管理職にとっては、休んでもいい、学校に来なくていいと言われても、自分が預かっている学校ですので、長期にわたって学校を留守にってしまうといろいろ心配な面もあるものですから、できれば、管理課長がおっしゃったようにして、警備委託会社等から定期的に見回りをしてもらうような体制をとってもらおうと、管理職も安心して休めるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(村上教育長) 他にございませんか。では、次に学校教育課長から報告をお願いします。

(学校教育課長) それでは報告事項3 第18回 中学生海外派遣事業 はばたき について資料のとおり報告いたします。参加生徒は、22名です。今年度は45名の応募者が

ありまして、選考の結果、男子10名、女子12名の22名が派遣となっております。引率は4名です。実施期間は10月29日から11月7日主な日程としては、10月30日から11月4日の朝まで、デンプシー中学校体験入学とホームステイ、それから、11月4日の朝以降は、ワシントン見学で、11月7日に帰国です。

1 ホームステイについて、はばたき団員22名、英語担当教諭1名が各家庭に1名ずつホームステイをして、どのホストファミリーも温かく迎えてくださり、すべての生徒がアメリカの文化に十分触れることができました。土日は各家庭でハロウィンパーティーにも参加し積極的に交流親睦を深めることができました。2 体験入学は3日間行い、ホストの生徒と同じ授業を受けました。最終日の日本文化紹介の時間だけ特別な教育課程を組んでもらい、それ以外は普段通りの学校の授業を体験しました。最初は、緊張、戸惑いの表情も見られましたが、英語も積極的に活用し、デンプシー中学校の生徒との交流を深めることができました。11月3日は書道、日本の遊び、駒、ダルマ落とし、けん玉などと、三味線、剣道などの日本文化を紹介しました。十分に国際感覚を高めることができました。

3番 ワシントンD.C.については、これまでニューヨークを見学していたところを昨年度からワシントンに変え、より子供たちを学ばせるにはワシントンの方がいいのではないかとということで、ここに記載のとおり見学をし、過去の人種差別や、アメリカの建国から現在までの歴史を深く学ぶことができました。

その他として、現在のデンプシー中学校は生徒数が800人程度ですが、来年度は現地の学校組織の統合が予定されていて、生徒数が1,300人程度となり、教育課程も変更になるので、これまで行ってきた文化紹介や体験入学の形態も変えていく必要があるとそういうお話も受けているということで、来年度また連絡を取りながら、あり方を検討していくことになると思います。なお、12月5日にはばたき報告会を予定しております。ご出席をどうぞよろしくお願いいたします。以上報告3についてです。

続いて報告事項の4 平成27年度 酒田市いじめ防止対策連絡協議会について報告いたします。3月に「酒田市いじめ防止対策の推進に関する条例」及び「酒田市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図り、いじめの実態、未然防止、早期発見、適切な対応等いじめ問題について協議を行うために、酒田市いじめ防止対策連絡協議会を11月13日に開催しました。出席者につきましては、記載のとおりです。会議の冒頭に、資料のとおり会長副会長の選出を行いました。

協議内容は、最初に報告として、平成26年度、27年度のいじめの認知件数等報告を行い、その後、いじめの現状と課題について意見交換を行いました。その時のそれぞれの出席者から出された意見のポイントを次のページに記載しております。主な意見を紹介します。未然防止に関しては、1つ目「地域の行事に参加し、地域とコミュニケーションできる環境はいじめを防止する大切な環境」、3つ目「親としてのアンテナを高くしている」、4つ目「ネット社会への対応の重要性が高まっている。校内調査では中3の約6割がSNS可能な環境にある」、7つ目「発達障害を抱えている児童・生徒や虐待された児童がいじめの被害者になる傾向がある」、少し飛んで10個目「子供に「ありがとう」と声をかけられる地域でありたい」、13個目「いじめに対しての教職員の意識をもっと高くしていく必

要がある」、一番下のところ、「関係機関との横の連携が大切」。

早期発見に関しては、1つ目「大人の勇気、これが一番大切」、2つ目「気がついた時に子供たちに指導する。できない、見過ごす大人が多い。われわれの幼少期の社会には優れた点があった」、3つ目「子供たちとのスポーツの活動の中で、「あの子と一緒に嫌だ」「お前のせいで負けた」等という声を聞くことがある」この場合は、その都度指導しているということでした。飛んで6つ目「アンケートの認知件数は確かに多い。しかし、アンケートでの発見が多いという現状で良いのかという思いがある。いじめの被害者の子供たちが、担任や教職員に訴えられる環境はできていないのでは」、7つ目「カウンセラー、相談員の役割は大きい」。

適切な対応に関しては、2つ目「いじめの発生件数、未解決件数など統計をとらえた効果的なアクションが大切」、3つ目「警察への連絡は、「犯罪」を訴えるイメージが強く躊躇しがちである。しかし、警察としても助言、援助という立場で対処したい」、4つ目「虐待と同様、傷ついている子供の立場に立つことが大切。弱いものが被害者になる」、6つ目「携帯などの対応に親が追い付いていない」。

(3)として、今後可能な取り組みについて、報告させていただきます。1つ目「プライバシーの問題はあるが、具体的な事例にこのように対応して解決に至ったなどの情報提供も有効」、「各団体でのこれからの取り組みの共有を積極的に行っていくことが大切」、「大人の意識を変えていくことが大切である」などのご意見をいただき、次回、今回の話し合いを受けての各団体での取り組みを出し合うことを確認したところです。以上です。

続きまして、報告事項の5 「ふるさと休日」の取り組みについて報告いたします。1 取り組みの趣旨については、記載のとおりで、酒田祭りの5月20日を「ふるさと休日」として学校休業及び企業に有給休暇の協力依頼をすることにより、家族の時間を拡大するとともに、郷土愛の醸成につなげる、また、広く酒田出身者に酒田祭りに合わせた帰省を促すこと等により交流人口拡大を図る。取り組みの経緯については、国土交通省、観光庁において、従来から家族の時間を創出し、旅行や地域活動等に有効活用していただくことを目的に、学校休業日等と有給休暇をマッチングさせる「家族の時間づくりプロジェクト」に取り組んできましたが、内閣府に設置された「休み方改革ワーキンググループ」報告書における「ふるさと休日」の提案を踏まえ、これまでの3連休創出に加え、「地域のお祭り等のイベントに合わせた柔軟な休日の設定」も対象事業とされました。酒田市と遊佐町は、今年度より庄内定住自立圏共生ビジョンの連携事業として、観光庁支援事業を活用しながら酒田祭りをふるさと休日とする取り組みを進めております。この取り組みは、昨年度2月に始まったのですが、小中学校ではすでに27年度の教育課程が出来上がっている状況のため、各学校への働き掛けは28年度から行うことを確認しておりました。この10月に酒田市遊佐町ふるさと休日推進連絡協議会が開催され、改めて教育委員会に、ふるさと休日の取り組みを拡充し、さらに定着を図っていくために、各団体に5月20日を休業日とするよう働きかけていただきたいの依頼を受け、今月に行われました小学校校長会に、ご理解ご協力をお願いしたところです。中学校校長会には、12月にお願いする予定です。なお、学校休業日に合わせて、保護者が有給休暇を取得できるように、商工港湾課に酒田

市内の企業、事務所にも同時に働きかけを行っていることを確認しております。以上です。どうぞよろしく申し上げます。

(村上教育長) ただ今の学校教育課関係の報告につきまして、ご質問ご意見ございませんでしょうか。

それでは次の報告に行きたいと思います。社会教育課長からお願いします。

(社会教育課長) 報告事項の6です。平成27年度 所管施設の各月の利用状況についてご説明いたします。社会教育課所管15施設の利用状況については、記載のとおりですが、若干補足説明をさせていただきます。中央公民館につきましては、耐震化工事、外壁改修工事等で、教室について、移動図書室や学童保育所の代替えとして使用したことなどから、利用者が少し1万人強減少しました。出羽遊心館につきましては、10月につきまして、秋の市民茶会、各流派の合同いけばな展などの開催によって、2千人ほど増えたところですが、上半期としては、3,351人の増加をしたところですが、公益研修センターですが、トータルで3,280人増えています。理由につきましては、中央公民館の利用が減じた分、こちらの方に流れてきたのではないかと分析をしております。それから、高畑運動場のテニスコートです。平田生涯学習センターのテニスコートですが、中学校の部活動での利用が昨年度に引き続き、増加で推移しているということで、経過を見ているところですが、旧鑑屋につきましては、新庁舎の改築工事の影響が出ているのではないかとということで、2千人ほどの減ということになります。松山文化伝承館につきましては、46.6%の増ですが、合併10周年の記念事業で企画しました石黒光二彫刻展が、6月、7月、8月に開催されたことで、このような増加が見られたところですが、一番下の松山城址館につきましては、今年からの取り組みということですが、9月につきましては、能狂言の体験ワークショップ、それから、里仁館で特別公開講座というようなことで利用が増えたことから、1,635人の利用があったところですが、以上です。

(村上教育長) ただ今の報告にご質問ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。では次に、図書館長をお願いします。

(図書館長) 報告事項の7 平成27年度 図書館利用状況についてご報告します。まず入館者数ですが、右下の合計218,433名で、5.3%の減となっております。特徴的なことを申し上げますと、例えば中央図書館は、6月に7%の増、7月に32.3%の減となっておりますが、これは文化センターの耐震工事の関係で、図書整理期間を昨年度は、6月にやっていたのが、今年は7月にずらしたということ、それから児童図書室移転の関係で休館日が多くなったこともありまして、去年と比べるとこのようになったということです。それから児童図書室の7月、8月、9月、10月については、文化センターの4階の方に図書室を移動した関係で、入館者を数えるカウンターで数えることができませんでしたので、調整値になっております。この調整値につきましては後ほど申し上げます

が、貸出冊数からこれまでの実績で、大体貸出冊数2冊に対して1人というような割合で、推計した数値です。文化センターの耐震工事に絡んで、若干、平田図書センター、八幡分館の方に流れたお客さんがいるような感じになっております。中央図書館の方が7%減で、児童図書室が11.7%減となっており、平田図書センターと八幡分館は増というふうになっております。それから館外貸出冊数につきましては、一番右下の合計で、前年同月費と比較しますと、1.9%の減です。入館者数の減よりも、減少幅は少なかったという状況です。貸出冊数につきましても、入館者数とほぼ右ならえ状態で、中央図書館は6月は増になっていますが、7月、8月以降減少しております。児童図書室も場所が移った関係で、減少したという状態です。平田図書センター、八幡分館につきましては、話を聞きますと、これまで中央図書館に来ていたお客さんが一部お見えになってきているという話でしたので、平田、八幡の方に流れたという状況のようです。利用状況については以上です。

(村上教育長) ただ今の報告に対して、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

無ければ報告の方は以上にさせていただきます。それでは、その他、委員の皆さまから何かお話ございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので閉会いたします。